

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

大木町

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

(1) 現況

本町は、筑後平野南部に位置する筑後川流域の平坦な農村地域であり、水稻・麦・大豆が生産されているが、農業者の高齢化等により担い手に農地集積が進んでおり、農地・水路・農道等の地域資源の保全管理に対する担い手農家の負担が増加している。このため、地域資源の保全管理を地域の共同活動で実施していくことが必要となっている。また、本町は、おおき循環センターくるるんで生産された有機肥料を使用した「環のめぐみ」という減農薬・減化学肥料栽培のブランド米の推進を図っていることもあり、地域において環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第 3 条第 3 項第 1 号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第 3 号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第 6 条第 2 項第 1 号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	大木町	法第 3 条第 3 項第 1 号に掲げる事業及び同項第 3 号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

1 取り組みの推進

促進計画の実施にあたっては、県、農業者団体等多様な主体との連携のもと、取り組みの推進を図ることとする。